平成２４年（フ）第５３５２号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目５番14号
債務者　濱口　　孝
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３６１号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番２―101号
債務者　藤田　繁春
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６０４号
大阪市此花区西九条３丁目２番13号　光栄荘
債務者　西坂　勝義
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６９４号
大阪市天王寺区東上町２―５　クレインハイツ403号、住民票上の住所大阪府羽曳野市南恵我之荘７丁目６番22号
債務者　音野　茂美
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７００号
大阪市鶴見区鶴見６丁目11番26号
債務者　上條　裕惠
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７０２号
大阪市西淀川区大和田３丁目10番14―606号
債務者　安東　博之
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７３２号
大阪府豊中市豊南町西１丁目２番６号
債務者　立花　夕子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８１１号
大阪市平野区加美北３丁目12番35号
債務者　加藤　純子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８２２号
奈良市学園中５丁目705番地の123
債務者　吉本　範子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８２４号
大阪市生野区勝山北２丁目５番７号
債務者　仲陽子こと　康　　美順
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８３５号
大阪市東淀川区豊新２丁目５番24―313号
債務者　高畠　敏男
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８５８号
大阪府豊中市服部西町３丁目10番８号
債務者　西田　由佳
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８６１号
大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　池田　純一
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７６８号
神戸市垂水区西舞子３丁目１番22号、従前の住所神戸市東灘区本山南町６丁目３番17―105号
債務者　吉田　眞悟
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６９号
神戸市垂水区西舞子３丁目１番22号、従前の住所神戸市東灘区本山南町６丁目３番17―105号
債務者　吉田　一江
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３７号
神戸市兵庫区新開地４丁目１番16号　蓮池マンション301号
債務者　兼本幸一こと　金　　玉洙
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１７号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷479番地５
債務者　川上　和美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２５号
長崎県長崎市上戸石町68番地
債務者　吉田　綾乃
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係